

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、固定資産税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税(都市計画税を含む)に関する事務
②事務の概要	熊谷市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の評価を行い、納税義務者に対して課税する。また、納税義務者からの申請による税額の減免や証明書の発行等を行う。 賦課額に基づき、収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。賦課額の過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書などを発行する。住民からの申請に基づき、固定資産税の納税証明書を発行する。納付状況に応じて、住民に対し納入確認書を作成する。 番号利用法の別表に基づいて、熊谷市は、固定資産税(都市計画税を含む)に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納管理・滞納整理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム(庁内連携システム) 6. 審査システム(eLTAX) 7. 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税賦課情報ファイル (2)土地情報ファイル (3)家屋情報ファイル (4)償却資産情報ファイル (5)収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2. 番号利用法に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) (情報提供の根拠) なし (※固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・省令第2条の48の項 ・省令第50条第1号・第10号・第11号・第24号
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	総務部 資産税課、納税課		
②所属長の役職名	課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部資産税課 電話048-524-1111 内線250		
9. 規則第9条第2項の適用			[]適用した
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[[]]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[[]]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、教育研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は、十分に行っていると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5 評価実施機関における担当部署	資産税課 清水 輝義	資産税課 吉川 勝己	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成29年4月1日	8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	熊谷市総務部庶務課行政係	熊谷市総務部資産税課	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成28年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	平成28年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月11日	5 評価実施機関における担当部署	納税課 新井好也	納税課長事務取扱 清水敏文(総務部長)	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成29年7月1日	5 評価実施機関における担当部署	納税課長事務取扱 清水敏文(総務部長)	納税課長 飯島 誠	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成30年4月1日	5 評価実施機関における担当部署	資産税課 吉川 勝己	資産税課長 橋本 肇	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 橋本 肇 納税課長 飯島 誠	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 固定資産税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)固定資産税賦課ファイル (2)固定資産税収納ファイル	(1)固定資産税賦課情報ファイル (2)土地情報ファイル (3)家屋情報ファイル (4)償却資産申告情報ファイル (5)償却資産物件情報ファイル (6)収納管理ファイル	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (※固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) なし (別表第二主務省令における情報照会の根拠) 省令第20条第5号	事後	
平成30年10月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	様式変更(追加項目)
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	様式変更(追加項目)
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更(追加項目)
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更(追加項目)
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託しない	事後	様式変更(追加項目)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・移転しない	事後	様式変更(追加項目)
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		接続しない(入手)	事後	様式変更(追加項目)
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		接続しない(提供)	事後	様式変更(追加項目)
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更(追加項目)
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査		自己点検	事後	様式変更(追加項目)
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	様式変更(追加項目)
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (※固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) なし (別表第二主務省令における情報照会の根拠) 省令第20条第5号	1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (※固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) なし (別表第二主務省令における情報照会の根拠) 省令第20条第6号	事後	デジタル関連法の公布による号ズレ対応。
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (※固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) なし (別表第二主務省令における情報照会の根拠) 省令第20条第5号	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (※固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) なし (別表第二主務省令における情報照会の根拠) 省令第20条第1号・第10号・第11号・第23号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条	事後	番号利用法一部改正 (R6.5.27施行)にともなう修正。
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし (※固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 2. 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠)なし (別表第二主務省令における情報照会の根拠)なし 省令第20条第1号・第10号・第11号・第23	1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2. 番号利用法に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号) (情報提供の根拠)なし (※固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・省令第2条の48の項 ・省令第50条第1号・第10号・第11号・第24号	事後	番号利用法一部改正 (R6.5.27施行)にともなう修正。
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号利用法の別表第二に基づいて、熊谷市は、固定資産税(都市計画税を含む)に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	番号利用法の別表に基づいて、熊谷市は、固定資産税(都市計画税を含む)に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	番号利用法一部改正 (R6.5.27施行)にともなう修正。
令和6年11月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 固定資産税システム 2. 収納管理・滞納整理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム(庁内連携システム) 6. 審査システム(eLTAX)	事後	重点項目評価書新規作成に伴う見直しのため。
令和6年11月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)固定資産税賦課情報ファイル (2)土地情報ファイル (3)家屋情報ファイル (4)償却資産申告情報ファイル (5)償却資産物件情報ファイル (6)固定資産税収納情報ファイル (7)固定資産税滞納情報ファイル	(1)固定資産税賦課情報ファイル (2)土地情報ファイル (3)家屋情報ファイル (4)償却資産情報ファイル (5)収納管理ファイル	事後	重点項目評価書新規作成に伴う見直しのため。
令和6年11月20日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和6年4月1日時点	令和6年11月20日時点	事後	
令和6年11月20日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和6年4月1日時点	令和6年11月20日時点	事後	
令和6年11月20日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	重点項目評価書新規作成に伴う見直しのため。
令和6年11月20日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事後	重点項目評価書新規作成に伴う見直しのため。
令和6年11月20日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	重点項目評価書新規作成に伴う見直しのため。
令和6年11月20日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か		十分である	事後	重点項目評価書新規作成に伴う見直しのため。
令和6年11月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない	事後	様式変更(追加項目)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更(追加項目)
令和7年5月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	令和6年11月20日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数	令和6年11月20日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月10日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年6月10日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年6月5日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納管理・滞納整理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム(庁内連携システム) 6. 審査システム(eLTAX)	1. 固定資産税システム 2. 収納管理・滞納整理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム(庁内連携システム) 6. 審査システム(eLTAX) 7. 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	記載漏れ
令和8年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和8年6月5日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年6月5日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和8年6月5日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する 9) 従業者に対する教育	事後	
令和8年6月5日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和8年6月5日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断根拠		毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、教育研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は、十分に行っていると考えられる。	事後	